

弘前市プレミアム付商品券「オール弘前プレミアム商品券」

取扱店舗マニュアル

1. プレミアム付き商品券の概要

名称	オール弘前プレミアム商品券
発行者	弘前商工会議所及び岩木山商工会
発行総額	5,720,000 千円(うちプレミアム分 1,320,000 千円)
発行数	44 万冊
販売価格	1セット 13,000 円(商品券 1,000 円券×13枚綴り) 【商品券内訳】 ①『全店共通券』7枚 ⇒全ての取扱店で利用可 ②『地元応援券』6枚 ⇒弘前市内に本社(本店)がある取扱店で利用可
プレミアム率	30%
購入対象者	弘前市民 (R8 年 4 月時点で、弘前市の住民基本台帳に登録されている方)
販売上限	1 人 3 セットまで
販売方法	「購入引換券」を購入対象者に送付。購入希望者は、販売場所にて「購入引換券」と引換に商品券を購入。
販売場所	5 か所 (弘前市内の商業施設及び弘前商工会議所、岩木商工会)
販売期間	令和 8 年 7 月 25 日～8 月 2 日 (岩木商工会は 7 月 27 日～8 月 2 日)
使用期限	令和 8 年 7 月 25 日～12 月 31 日

2. 取扱店の店舗区分

「全店共通券」、「地元応援券」の2種類の商品券を発行するにあたり、取扱店を「すべての取扱店で使用できる」「弘前市内に本社(本店)がある店舗」の2つに区分します。

①「全店共通券」「地元応援券」の両方が使用可能店舗

弘前市内に本社(本店)がある店舗については、どちらの券も使用可能です。



②「全店共通券」のみ使用可能店舗

弘前市内に本社(本店)がない取扱店では、「地元応援券」はご利用いただけません。

「全店共通券」(7枚)のみご利用いただけます。

3. 商品券の取扱い厳守事項

① 換金性の高い金券類(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)

② 商品・サービスなど代金の前払いをするもの

※商品・サービスの提供期限がプレミアム商品券の利用期間内で、期間内に消費されるものであれば対象となり得ますので、事前にご相談ください。

③ たばこ・電子たばこ

④ 医療保険が適用される診療や介護保険のサービス

⑤ 事業活動に伴って行う仕入代金の支払い

⑥ 出資や債務の支払い(税金、振込手数料、公共料金等)

⑦ 投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金

⑧ 土地・建物の購入、家賃・地代などの不動産に係る支出

⑨ 風営法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、麻雀店、パチンコ店などでの支払い

⑩ 特定の宗教・政治団体に関わるもの、または公序良俗に反するもの

⑪ 宅配便、デリバリーサービス代行業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの

⑫ 上記以外で弘前商工会議所又は、岩木山商工会が適当と認めないもの

4. 販促ツールについて

申請登録が完了した取扱店には、商品券の取扱いに関するマニュアルやポスター、ステッカー等を後日お送りします。送付された販促ツールは、商品券の販売開始日までに設置をお願いします。

①全店共通券・地元応援券のどちらも使用できる店舗

【ポスター】

A3 サイズ



B2 短冊(257mm × 728mm)



【ステッカー】

A5 サイズ



②全店共通券のみ使用できる店舗

【ポスター】

A3 サイズ



B2 短冊(257mm × 728mm)



【ステッカー】

A5 サイズ



5. 商品券の換金

店頭で使用された商品券の「QRコード」をスマートフォンやタブレット等のカメラで読み取り、登録ボタンを押すと、売上データが自動集計され、後日、ご指定の口座へ自動的に振込が行われます。**換金手続きや換金スケジュールについては、別途「精算マニュアル」をご覧ください。**

6. 取扱店の責務等

取扱店は次の事項を遵守してください。

- (1)参加店であることが明確になるよう、販促ツール(ポスター等)を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2)商品券を受け取った時は、他店ででの再利用防止のため裏面の所定欄に取扱店名を記入(ゴム印可)し、既に取扱店の記入がある場合は、受け取りを拒否すること。
- (3)利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造された商品券と判別できる場合、商品券の受け取りを拒否すること。



2202999991382

国の重点支援地方交付金活用事業

利用期限
令和8年 7月25日(出)～12月31日(※)

【取扱店(店名)】

〇〇店

999999-13

発行：弘前商工会議所・岩木山商工会

お問合せ オール弘前プレミアム商品券事務処理センター TEL 0120-43-4187
〒036-8354 青森県弘前市上野町18-1 (弘前商工会議所内3階) (受付時間：平日9:00～17:00)

〈オール弘前プレミアム商品券のご利用について〉

- 商品券を使用するとき、おつりは出ません。
- 有効期限を過ぎた場合は、無効となります。
- この商品券は、弘前市内の「取扱店舗」の表示があるお店等でのみ使用できます。
- 商品券の紛失及び盗難等に対し、発行者はその責任を負いません。
- 購入した商品券の返品、現金との交換、譲渡、販売は出来ません。

●この商品券が使用できないもの

①出賃や賃金の支払い(税金、換金手数料、公共料金等)
②換金性の高い金券類(有価証券、商品券、ビール券、図書カード、切手、印紙、プリペイドカード等)
③たばこ・電子たばこ ④商品・サービスなど代金の前払いをするもの ※商品・サービスの提供期限がプレミアム商品券の利用期限内で、期間内に消費されるものであれば対象となりますので、事前にご確認ください。 ⑤投資信託・株式・保険などの金融商品等との換金 ⑥土地・建物の購入、賃貸・持ち家などの不動産に係る支出 ⑦医療保険が適用される診療や介護保険のサービス ※贈与法の規制対象となるキャバレー、クラブ、スナック、待合、療養所、パチンコ店などでの支払い ⑧特定の宗教・政治団体に関わるもの、または公序良俗に反するもの ⑨宅配便、デリバリーサービス代行事業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、参加店舗以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの ⑩事業活動に伴って行う仕入代金の支払い ⑪上記以外で弘前商工会議所又は、岩木山商工会が適当と認めないもの

▲HPはこちら

- (4)商品券の交換、譲渡及び売買は行わないこと。
- (5)受け取った商品券は適切に保管・管理し、盗難、紛失、換金期限切れ等により生じた損失については、取扱店舗の責任及び負担とすること。
- (6)取引によって取得した紙商品券を再利用してはならない。
- (7)取扱事業所の自店換金を目的とした商品券の購入・取得をしてはならない。
- (8)紙商品券の使用に対し、釣り銭を出してはならない。
- (9)取扱事業所の登録事項に変更があった場合には、速やかにその旨を事務処理センターへ届け出なければならない。
- (10)その他本事業の目的に反することをしてはならない。

7. 取扱店舗の指定取消し

取扱店が以下のいずれかに該当する場合には、取扱店の指定を直ちに取消するとともに、発行者に損害を与えた場合には、その損害を発行者に対して弁償するものとします。

- (1)虚偽その他の不正な手段で取扱事業所登録申請があった場合
- (2)募集要領の遵守事項および責務に反する行為があった場合
- (3)暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2 条第6号に規定する暴力団員および弘前市暴力団等排除措置要綱第2条第3号から 第6号に規定する暴力団等であることが判明した場合

8. 辞退

商品券の取扱いを辞退しようとする取扱店は、事務処理センターに対して速やかに連絡のうえ、辞退届を提出してください。

9. お問い合わせ

フリーダイヤル 0120-43-4187 (月～金曜 9時～17時)

オール弘前プレミアム商品券事務処理センター(弘前商工会議所会館 3 階)

〒036-8567 弘前市上鞆師町 18-1

TEL 0172-40-4187 / FAX 0172-40-4265

MAIL allh.tenpo@gmail.com